

至誠ホーム調布若葉ケアセンター グループホーム

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

重要事項説明書

1. 事業の目的

人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護・要支援2の者であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、生活介護という）を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

職員は、利用者がグループホームにおいて家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供します。

事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 職員の職種、員数及び職務内容

職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

職員体制

	資 格
管理者	介護福祉士
計画作成担当者	介護福祉士・介護支援専門員など
介護職員	介護福祉士など

(管理者) 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

(計画作成担当者) それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成します。

(介護職員) 介護職員は、介護計画に基づき生活介護を提供します。

4. グループホームの利用定員

グループホームの定員は、各ユニット9人、2ユニットで合計18人です。

5. サービスの内容

(1) 設備

- ① 建物の構造・面積
 - ・木造（耐火建築物）2階建て、2階部分
 - ・全体敷地面積 1, 223. 67㎡
 - ・建築面積 489. 02㎡
 - ・延べ床面積 939. 41㎡
 - ・グループホーム専有面積 446. 08㎡
- ② 居室 18室（7.91～8.58㎡）エアコン、洗面台、クローゼット、ベッド、チェスト付
- ③ トイレの数 6箇所
- ④ 浴室の数と種類 2箇所
リフト浴付ユニットバス
- ⑤ 食堂・居間・台所 2箇所 81. 33㎡
- ⑥ 防災設備 各室にスプリンクラーが設置されており、さらに消防署への自動通報装置が設置されています。

(2) サービス

食 事 （朝、昼、夕） 生活の楽しみの一つとなる美味しい食事を、リビング・ダイニングルームで提供します。生活力回復のために利用の方と共に食事準備、片付けを行います。

入 浴 週2回を基本として、必要に応じて職員がお手伝いをします。

生活の相談 お気軽に職員にご相談ください。

健康管理 当センターの協力医療機関をご利用いただけます。

金銭管理 ご自分やご家族での管理が困難な場合、代行をさせていただきます。

(3) 行政手続きの代行

介護保険更新申請等の手続き等の代行を行います。手続きに要する費用の実費は別途いただきます。

6. 介護の考え方と提供方法

- ① 利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行います。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得て、自信を回復するよう配慮します。
- ② 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動を行い、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努めます。
- ③ 利用者と職員が共同して、家事等を行なうと共に、ボランティアとの共同によって、良好な人間関係に基づく日常生活を送れるように配慮します。

- ④ 併設サービス（通所介護等）の利用者との交流、地域の子ども達や住人との交流など、地域交流を深めます。
- ⑤ サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行います。また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束はおこないません。

7. 利用料その他の費用の額

(1) 介護保険給付費用

利用料金は介護報酬の自己負担分となります。別紙のとおりです。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) 介護保険給付外費用

① 家賃	1ヶ月	55,000円
② 光熱水費（共用分、居室分）	1ヶ月	20,000円
③ 共益費（修繕費等）	1ヶ月	12,000円

*①②③に関しては日割りで計算し1日当りの費用を算出します。

*生活保護受給者及び中国残留邦人等支援法支援給付受給者の方は、入居・退居の際には日割りで計算し①②③の1日当りの費用を算出します。

*入院又は2泊以上の外泊の際には①をお支払いいただき、②③に関しては日割りで計算し1日当りの費用を算出します。

*生活保護受給者及び中国残留邦人等支援法支援給付受給者の方は、入退院の際に該当月の1ヶ月分の家賃をお支払いいただき、②③に関しては日割りで計算し1日当りの費用を算出します。

- ④ 食費 1,500円 / 1日
- ⑤ 入居時には敷金として11万円を預かり、利用料の滞納時、退居後の原状回復費用等にあて、残金は返却いたします。
- ⑥ その他の料金
 - ・ 利用者の希望による、レクリエーション、行事、個人用の日用品費、活動材費、おむつ代・おむつかバー代及び洗濯・廃棄等に係る費用、理髪・美容、交通費等は実費相当分を負担していただきます。また、外泊等の場合の食事分は、一部減額となります。途中入居の場合は日割りとなります。
 - ・ 電化製品1点につき、月額50円いただきます。
- ⑦ 料金お支払方法は、原則的に利用者の口座より自動振替とさせていただき、振替手数料は至誠ホームで負担いたします。
振替日は翌月22日（休日の場合は翌営業日）です。
- ⑧ 料金の振替口座につきましては、原則として利用者ご本人の年金受取口座で登録願います。

8. 施設利用にあたっての留意事項

- 面 会 午後9時以降は、急用以外はご遠慮願います。
- 外出・外泊 お出掛けになる時は、必ず事前に職員へご連絡をお願いいたします。
外出・外泊先で予定の変更等も必ず事前にご連絡下さい。
- 金銭管理 基本的にご本人やご家族でお願いいたします。
- 持込み品 居室スペースの範囲内で、使い慣れた調度品・家具等をご持参いただけます。
- 宗 教 他の方のご迷惑にならない範囲であれば自由です。
- その他 飲酒は適量でお楽しみいただけます（健康上の制限がない範囲）。

9. 緊急時の対応 体調の変化等の場合は、下記に連絡します。

緊急時の 連絡先	氏 名	関係	住 所	電 話

10. 重度化した場合における対応に係る指針

① 目的

グループホームの入居者が、病状の重度化や人生の終末期になっても住み慣れた環境の中での生活を維持し、本人が望む場所で最後まで暮らしていくことができるように、医療関係者・家族等と協力して対応していきます。

② 重度化・終末期の判断

医師の医学的知見に基づき、回復の見込みが無いと診断した場合です。

③ 基本的な姿勢

病状が重度化した入居者、あるいは人生の終末期の入居者が、疼痛や苦痛がなく本人・家族等の希望を尊重し、最後まで尊厳ある生活を過ごせるようケアします。

④ 医療連携

協力医療機関・主治医と連携しながら生活の継続を尊重し、入居者が安らかで心地よい状態で生活できるようにケアします。また、入院時には十分な引き継ぎを行います。

⑤ 家族等の信頼・協力関係

グループホームでの重度化・終末期の対応では家族等との相互の信頼・協力関係が大切です。家族等と連携して、入居者がその人らしい尊厳ある終末期を過ごせるように、入居者本人・家族等を支援します。

⑥ 職員研修

重度化・終末期に現れる主な症状、チームアプローチの方法、利用者や家族などへの精神的なサポートのあり方などの職員研修に努めます。これまで実践してきた重度・終末期ケアについての事例研究や臨終後のカンファレンスを通して、重度化・終末期の理念や同じ人間として生まれ・生活し・死ぬ人間としての生き方や死生観を養います。

1 1. 非常災害対策

- ① 災害時、消防計画に基づき速やかに消火活動に努め、避難・誘導にあたります。
- ② 防火管理者を選任し、消火設備・非常放送設備等、必要な設備を常に良好に保ちます。
- ③ 消防法に基づき、職員及び利用者が参加する消火訓練・通報訓練・避難（誘導）訓練を年間防災計画の元実施します。

1 2. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者ご家族、関係者等に連絡するとともに、保険者（調布市）への報告を行い必要な措置を講じます。

1 3. 苦情処理の体制

（1）苦情処理の体制及び手順

- ① 利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下記に記す【グループホームの窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

* 苦情の把握について

電話・FAX・Eメール・手紙・投書箱・ボランティア等により幅広く行います。

* 検討会の開催

苦情申立人より要望があった場合は、当法人が設置する利用者相談委員会（第三者機関）を召集し、原因分析・改善策等を協議します。

* 改善の実施

申立人に対し、苦情解決責任者、該当施設の施設長から改善策等について文書で回答し、同意を得た後、苦情内容と回答を法人内に設置する掲示板に掲示します。

* 解決困難な場合

保険者（調布市）及び、東京都国民健康保険団体連合会に相談します。

* 再発防止

同様の苦情・事故等が発生しないよう、受付けた苦情について、研修会で再発防止に努めると共に、法人の広報誌に掲載し、関係者や地域に配布します。

(2) 当グループホームの窓口

至誠ホーム調布若葉ケアセンター グループホーム

電話番号 : 03-3326-6001

FAX : 03-3326-3040

受付時間 : (月)～(金) 10:00～16:00

担 当 : 小島 比菜

その他、至誠ホームには「至誠ホーム利用者相談委員会」が設置されており、ご意見・ご要望・苦情等の窓口対応をしております。

「至誠ホーム利用者相談委員会」

電話番号 : 042-527-0374

FAX : 042-527-2646

受付時間 : (月)～(金) 9:00 ～ 17:30

(3) 区市町村の相談・苦情窓口

調布市福祉健康部高齢者支援室計画係 電話番号 : 042-481-7149 (代表)

(4) 東京都の相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会 電話番号 : 03-6238-0177

14. 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下のとおりです。

直近の実施日 : 令和4年12月

評価機関名 : 特定非営利法人 アクティブハンディネット

評価結果公表 : あり

15. 高齢者虐待防止の推進

至誠ホーム調布若葉ケアセンターグループホームでは、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、以下の項目に取り組みます。

- ① 高齢者虐待防止の指針を整備します。
- ② 高齢者虐待防止の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- ③ 職員に対して、人権擁護、虐待防止等の研修を定期的を開催します。
- ④ 上記の取り組みを適切に実施するために、高齢者虐待防止の担当者を置きます。

16. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

17. ハラスメント対策の強化

至誠ホーム調布若葉ケアセンターグループホームは、適切なサービス支援環境を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、サービス従事者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等、必要な措置を講じます。

18. 至誠ホームのケアサービス提供ポリシー

～利用者とスタッフの信頼のルール「絆」～

至誠ホームでは、利用者の人格を尊重し、利用者が安心してサービスを利用できることを目指します。そのためにスタッフ、利用者、ご家族の信頼のルールを定め、お互いを結ぶ「絆」を大切にします。

＜利用者の立場から＞

1. 専門的で思いやりがあり、丁寧なケアを利用できる
2. 常に自分自身の可能性と自律が大切にされるケアを利用できる
3. スタッフとご家族、ボランティアさんの協力による心温かいケアを受けられる

＜スタッフの立場から＞

1. 一生懸命取り組む福祉の仕事と、心を尽くした働きが尊重される
2. 温かい雰囲気の中で、ケアの仕事に就ける事が保障される
3. 働く者の尊厳と良心を傷つける言動や行為に対しては、自らを護ることが認められる

信頼の絆は、利用者・ご家族、スタッフの「笑顔」と「ありがとう」という相手に敬意を示す態度と言葉から育まれます。お互いの立場を尊重し、お互いを大切に思う心で、共に絆を作り上げる努力を続けます。

(2010年制定)

19. 法人の概要

法人名称	社会福祉法人 至誠学舎立川
代表者	理事長 稲永 勝行 常務理事・至誠ホーム長 旭 博之
法人本部所在地	東京都立川市錦町6-28-15
電話番号	042-527-7734
事業開始	明治45年
法人設立	昭和17年

年 月 日

生活介護の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

(事業者)

所在地 東京都立川市錦町6-28-15

事業者名 社会福祉法人 至誠学舎立川

常務理事・至誠ホーム長 旭 博之 印

(事業所)

所在地 東京都調布市若葉町3-1-5

(事業所名) 至誠ホーム調布若葉ケアセンター グループホーム

(管理者) 小島 比菜 印

(事業所番号) 1394200107

(説明者) 印

同意書

年 月 日

私は、本書面により事業所から生活介護について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名 印

家族・代理人・成年後見人等

住所

氏名 (続柄) 印

至誠ホーム調布若葉ケアセンターグループホーム

[重要事項説明書 別紙]

利用料金 ＜介護保険給付費用＞

利用料は介護報酬の自己負担分となります。別紙のとおりです。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

□ 1 割負担の方

		1日あたりの自己負担額 (※1)	1カ月(30日)あたりの自己負担額
基 礎 料 金	要支援 2	803円	24,090円
	要介護 1	808円	24,240円
	要介護 2	845円	25,350円
	要介護 3	871円	26,130円
	要介護 4	888円	26,640円
	要介護 5	906円	27,180円
加 算 関 係	初期加算 (※2)	33円	990円
	医療連携体制加算Ⅰハ (※3)	40円	1,200円
	科学的介護推進体制加算 (※4)	43円/月	1月あたりの算定
	●介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (※5)	1月の所定単位数×178/1000相当の単位数	

減 算 関 係	介護度	単価(円)	月(30日)
身体拘束廃止未実施減算 (※6)	要支援 2	—81円	—2,430円
	要介護 1	—81円	—2,430円
	要介護 2	—85円	—2,550円
	要介護 3	—87円	—2,610円
	要介護 4	—89円	—2,670円
	要介護 5	—92円	—2,760円

高齢者虐待防止措置未実施減算 (※7)	要支援 2	—8円	—240円
	要介護 1	—9円	—270円
	要介護 2	—9円	—270円
	要介護 3	—9円	—270円
	要介護 4	—9円	—270円
	要介護 5	—9円	—270円
業務継続計画未策定減算 (※8)	要支援 2	—24円	—720円
	要介護 1	—25円	—750円
	要介護 2	—26円	—780円
	要介護 3	—26円	—780円
	要介護 4	—27円	—810円
	要介護 5	—27円	—810円

□ 2 割負担の方

		1日あたりの自己負担額 (※1)	1カ月(30日)あたりの自己負担額
基 礎 料 金	要支援 2	1,606円	48,180円
	要介護 1	1,615円	48,450円
	要介護 2	1,690円	50,700円
	要介護 3	1,741円	52,230円
	要介護 4	1,776円	53,280円
	要介護 5	1,812円	54,360円
加 算 関 係	初期加算 (※2)	65円	1,950円
	医療連携体制加算Ⅰハ (※3)	80円	2,400円
	科学的介護推進体制加算 (※4)	86円/月	1月あたりの算定
	●介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (※5)	1月の所定単位数×178/1000相当の単位数	

減 算 関 係	介護度	単価(日)	月(30日)
身体拘束廃止未実施減算 (※6)	要支援 2	—161円	—4,830円
	要介護 1	—161円	—4,830円
	要介護 2	—170円	—5,100円
	要介護 3	—174円	—5,220円
	要介護 4	—178円	—5,340円
	要介護 5	—183円	—5,490円

高齢者虐待防止措置未実施減算 (※7)	要支援 2	— 1 5 円	— 4 5 0 円
	要介護 1	— 1 7 円	— 5 1 0 円
	要介護 2	— 1 7 円	— 5 1 0 円
	要介護 3	— 1 7 円	— 5 1 0 円
	要介護 4	— 1 7 円	— 5 1 0 円
	要介護 5	— 1 7 円	— 5 1 0 円
業務継続計画未策定減算 (※8)	要支援 2	— 4 7 円	— 1, 4 1 0 円
	要介護 1	— 5 0 円	— 1, 5 0 0 円
	要介護 2	— 5 2 円	— 1, 5 6 0 円
	要介護 3	— 5 2 円	— 1, 5 6 0 円
	要介護 4	— 5 4 円	— 1, 6 2 0 円
	要介護 5	— 5 4 円	— 1, 6 2 0 円

□ 3 割負担の方

		1日あたりの自己負担額 (※1)	1カ月(30日)あたりの自己負担額
基礎料金	要支援 2	2, 4 0 9 円	7 2, 2 7 0 円
	要介護 1	2, 4 2 2 円	7 2, 6 6 0 円
	要介護 2	2, 5 3 5 円	7 6, 0 5 0 円
	要介護 3	2, 6 1 2 円	7 8, 3 6 0 円
	要介護 4	2, 6 6 3 円	7 9, 8 9 0 円
	要介護 5	2, 7 1 8 円	8 1, 5 4 0 円
加算関係	初期加算 (※2)	9 7 円	2, 9 1 0 円
	医療連携体制加算Ⅰハ (※3)	1 1 9 円	3, 5 7 0 円
	科学的介護推進体制加算 (※4)	1 2 9 円/月	1月あたりの算定
	●介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (※5)	1月の所定単位数×178/1000 相当の単位数	※令和6年6月から (新設加算)

減算関係	介護度	単価(日)	月(30日)
身体拘束廃止未実施減算 (※6)	要支援 2	— 2 4 2 円	— 7, 2 6 0 円
	要介護 1	— 2 4 2 円	— 7, 2 6 0 円
	要介護 2	— 2 5 4 円	— 7, 6 2 0 円
	要介護 3	— 2 6 1 円	— 7, 8 3 0 円
	要介護 4	— 2 6 7 円	— 8, 0 1 0 円
	要介護 5	— 2 7 4 円	— 8, 2 2 0 円

高齢者虐待防止措置未実施減算 (※7)	要支援 2	— 2 3 円	— 6 9 0 円
	要介護 1	— 2 6 円	— 7 8 0 円
	要介護 2	— 2 6 円	— 7 8 0 円
	要介護 3	— 2 6 円	— 7 8 0 円
	要介護 4	— 2 6 円	— 7 8 0 円
	要介護 5	— 2 6 円	— 7 8 0 円
業務継続計画未策定減算 (※8)	要支援 2	— 7 1 円	— 2, 1 3 0 円
	要介護 1	— 7 4 円	— 2, 2 2 0 円
	要介護 2	— 7 8 円	— 2, 3 4 0 円
	要介護 3	— 7 8 円	— 2, 3 4 0 円
	要介護 4	— 8 1 円	— 2, 4 3 0 円
	要介護 5	— 8 1 円	— 2, 4 3 0 円

- ※ 1 1単位あたり、×10.72 円（地域区分2級地）となります。介護報酬の計算方法は小数点以下切り捨てのため、利用日数により金額が違ふことがあります。
- ※ 2 ご入居日から30日間が加算対象となります。
- ※ 3 要介護1～要介護5の方が対象となり、1日単位での算定になります。
- ※ 4 科学的介護推進体制加算は、利用者毎の栄養状態、口腔機能、認知症等情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じ施設介護計画を見直す等、情報活用している場合に算定になります。
- ※ 5 ●印の加算項目は支給限度額管理の対象外の算定項目となります。
- ※ 6 利用者の人権の擁護、身体拘束の廃止を推進する観点から、身体拘束の発生を防止するための措置が講じられていない場合、減算対象になります。
- ※ 7 利用者の人権の擁護、虐待の防止を推進する観点から、虐待の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合、減算対象になります。
- ※ 8 感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するための業務継続計画が未策定の場合で、当該計画に従い必要な措置を講じていない場合、減算対象になります。

年 月 日

生活介護の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて利用料金の交付をしました。

<事業者>

所在地 東京都立川市錦町6-28-15
事業者名 社会福祉法人 至誠学舎立川
常務理事・至誠ホーム長 旭 博之 印

<事業所>

所在地 東京都調布市若葉町3-1-5
事業所名 至誠ホーム調布若葉ケアセンター グループホーム
管理者 小島 比菜 印
事業所番号 1394200107

説明者 印

同 意 書

年 月 日

私は、本書面により事業所から生活介護について利用料金の説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏名 印

<家族・代理人・成年後見人等>

住所

氏名 (続柄) 印